

製品事故救済に係る民事法制に関する国際研究

令和7年3月18日

消費者庁新未来創造戦略本部



1. 研究の目的等

【研究の背景】

2022年9月、欧州委員会は、現行の製造物責任指令（1985年採択）を改正する新しい指令案を提案した。改正の目的は、デジタル経済、循環経済における製品の性質とリスクを反映した責任ルールを確保することなどとされている。

日本では平成6年（1994年）に製造物責任法が制定された。これまでの改正は平成29年（2017年）の民法改正に伴う消滅時効の改正のみ。欧州諸国と同様の特徴を有し、国際的調和に配慮した内容であると説明されている。

【目的】

デジタル化が進む社会における消費者保護法制の企画・立案の基礎資料の作成。

【内容】

欧州委員会が公表した製造物責任指令案の趣旨、内容の整理、日本の製造物責任法との比較等。

【方法】

公表資料、文献調査、有識者へのヒアリング等。

【製造物責任法とは】

製造物に欠陥（通常有すべき安全性を欠いていること）があり、これが原因で生命、身体又は財産に損害を被った場合に、被害者が製造業者等に対して損害賠償を請求することができるとする法律で、平成6年（1994年）に不法行為責任の特則として制定された。現在は消費者庁が所管。

製造物責任は、科学技術が急速に進歩し、大量生産、大量消費される工業的製品について、消費者の安全性が製品の製造業者に依存する度合いが高まってきたという背景のもと、従来の法理では被害者の十分な救済を図ることができなくなってきたことを理由として発展。

2. 製造物責任新指令概要

【新指令案提案の背景等】

EUでは、近年、デジタル化やオンライン・マーケットプレイスの普及、人工知能（AI）の発展などの社会変化に対応できるような法整備等が進められている。

製品安全の分野

- 市場監視規則（2021年7月施行）において、製造者、輸入者、権限ある代理人、それらが不在の場合はフルフィルメントサービス提供者（倉庫、包装、発送などのサービス提供者）にリスクのある製品の通知義務などが規定された。
- 一般製品安全規則（2023年6月施行）において、オンラインマーケットプレイス提供者に、製品安全に関する義務（危険製品の削除命令に対応する義務等）が規定された。

人工知能（AI）の分野

現行の製造物責任指令の改正に関し、AIシステムに起因する危害又は損害の責任は、AIシステムの新しい共通ルール（EU全体で統一された原則）の枠組みの中で対処すべきであること、現行の製造物責任指令における「製造物」の定義を明確にすることや、「損害」「欠陥」「製造者」等の概念の適用の検討を促すことを含む決議が行われた。※1

※1 「AIに対する民事責任制度に関する欧州委員会への勧告を含む2020年10月20日欧州議会決議」

【審議の状況等】

- 2022年9月に指令の形式で提案され、2024年12月に発効した。
- EU諸国は、2026年12月8日までにこの指令を国内法に置き換える必要がある。
- 新指令は2026年12月9日以降に市場に投入された製品に適用されるが、旧指令（1985年発効）は、その日より前に市場に出された製品に引き続き適用される。

【主な見直し内容】

- 「製造物」の定義
- 責任主体
- 証拠の開示
- 被害者の立証責任

3. 新指令案における「製造物」

2023年7月、中間報告として、製造物責任における「製造物」とソフトウェアについて論じたプログレッシブ・レポートを公表。

製造物

現行指令

本指令の目的上、「製造物」とは、すべての動産を意味し、それが他の動産又は不動産に付合した場合も含まれる。「製造物」には電気が含まれる（第2条）。

改正案

「製造物」とは、すべての動産を意味し、それが他の動産又は不動産に付合した場合も含まれる。「製造物」には、電気、**デジタル製造ファイル、ソフトウェア**が含まれる（第4条）。

商業活動の過程以外で開発または提供される無料のオープンソースソフトウェアには適用されない（第2条2項）。

改正の趣旨等

- 現代のデジタル経済及び循環経済における製品（例えば、ソフトウェアそれ自体、自動運転車のようにそれが機能するためにソフトウェアなどが必要となる製品）について、定義及び概念の適用が法的に不明確であるなどの理由により、「製造物」にソフトウェアが含まれることが明らかにされた。
- ソフトウェアのアップデートやアップグレードが行われた場合の考え方についても規定が置かれた。
- ソースコードがオープンに共有され、ユーザーがソフトウェアまたはその修正バージョンに自由にアクセスし、使用、変更、および再配布できる無料のオープンソースソフトウェアの適用除外が明記された。

4. 新指令案における「責任主体」

プログレッシブ・レポート公表以降、製造物責任新指令案における「責任主体」「証拠開示・立証責任」について研究を継続。

責任主体

現行指令

- ①製造者、輸入者、
- ②製造物の各供給者※1

※1 製造者（輸入品の場合は輸入者）を特定することができないとき。ただし、被害者に対して製造者又は供給者を通知した場合を除く。

(第3条)



改正案

- ①製造者、コンポーネント製造者、製品を改変する者
- ②輸入者、製造業者の権限ある代理人※2
- ③フルフィルメントサービス提供者※3
- ④販売者、オンラインプラットフォーム提供者※4

※2 ①がEU域内にない場合

※3 ①②がEU域内にない場合

※4 ①が特定できない場合、又は①がEU域内になく、かつ②③が特定できない場合であって、④が請求を受け1か月以内に①②③又は製品を④に供給した者を特定できない場合

(第8条)

改正の趣旨等

- 消費者が、EUに拠点を置く製造者または輸入者を介することなく直接にEU域外の国から製品を購入する傾向が強くなってきていることから、EU域外の製造者から直接購入された欠陥製品について責任を負いうるEU域内の主体を常に確保することを目的として、責任主体が拡大された。
- 製造者、輸入者、各供給者に加え、コンポーネント製造者、製造業者の権限ある代理人、フルフィルメントサービス提供者、オンラインプラットフォーム提供者等が責任主体に追加された。

5. 新指令案における「証拠の開示」

プログレッシブ・レポート公表以降、製造物責任新指令案における「責任主体」
「証拠開示・立証責任」について研究を継続。

証拠の開示

現行指令

証拠の開示に関する規定なし



改正案

○証拠の開示（第9条）

関連証拠の開示を当事者に命令する権限を裁判所に付与

改正の趣旨等

- 製造者、被害者及び一般の消費者の正当な利益の公平な均衡を確保しながら、複雑な事例における証明責任を軽減し、かつ、訴訟提起の制約を緩和することを目的として、新たに規定が設けられた。
- 原告から、賠償請求の妥当性を裏付けるに足る事実と証拠を提示し請求があった場合に、被告に関連証拠の開示を命令する権限を裁判所に付与した。
- 被告から、賠償請求に対抗する目的で証拠を必要とすることを示すのに十分な事実および証拠を提示した請求があった場合、原告に関連証拠の開示を命令する権限を裁判所に付与した。

6. 新指令案における「立証責任」

プログレッシブ・レポート公表以降、製造物責任新指令案における「責任主体」「証拠開示・立証責任」について研究を継続。

立証責任

現行指令

推定に関する規定なし



改正案

○推定規定（立証責任）（第10条）

欠陥、因果関係の推定規定等が追加

改正の趣旨等

- 製造者、被害者及び一般の消費者の正当な利益の公平な均衡を確保しながら、複雑な事例における証明責任を軽減し、かつ、訴訟提起の制約を緩和することを目的として、新たに規定が設けられた。
- 推定規定（立証責任）
 - ・被告が関連証拠を開示しない場合等、一定の場合に製品の欠陥を推定。
 - ・欠陥があること、損害と欠陥が整合する種類のものであることを証明した場合に因果関係を推定。
 - ・製品の欠陥、因果関係、又はその双方を証明することが過度に困難な場合で、製品が損害の発生に寄与したこと、欠陥があった可能性や欠陥が損害の原因である可能性が高いことを証明したときに、欠陥製品の欠陥、因果関係、又はその双方を推定。

7. 提案時から成立時の変更内容

新指令成立後、提案時から成立時の変更内容について研究を実施

主な変更点（全体）

- 前文が47項から64項に、本文が20条から24条となった。
- 追加された条文は①損害（第6条）、②求償権（第14条）、③時効（17条）、④開発危険の抗弁の適用除外（第18条）

主な変更点（個別の条文）

- 目的に関する規定（消費者その他の自然人に対する高水準の保護を確保しつつ、域内市場の適切な機能に寄与すること、という目的規定を追加）（第1条）
- 適用対象に関する規定（オープンソースソフトウェアの適用除外を明文化）（第2条）
- 定義に関する規定（「企業秘密」、「実質的な修正」の定義を追加）（第4条）
- 損害に関する規定（国内法で可能な場合には非物質的損失も賠償可能であることを明示）（第6条）
- 欠陥に関する規定（欠陥の定義に「法律で要求される安全性を提供しない場合」を追加）（第7条）。
- 責任に関する規定（被害者が賠償を受けられない場合の賠償制度に関する規定を追加）（第8条）。
- 証拠開示に関する規定（被告にも開示請求権を認める規定を追加）（第9条）
- 求償に関する規定（明文化）（第14条）
- 時効に関する規定（実質的な修正を行った製造物の欠陥請求の時効の起算点を修正後から入手可能な日に変更、潜伏期間のある人身損害の時効期間を15年から25年に変更）（第17条）。
- 開発危険の抗弁に関する規定（国内法で限定的にすることを可能とする規定を追加）（第18条）

8. 今後について

引き続き研究を進め、次年度、研究の成果を報告書として取りまとめ、公表予定

これまでの取組み等

- モデルプロジェクト（委託）
「海外における消費者安全に関する法的規制等の調査」
公表（2023年2月）
- プログレッシブ・レポート（中間報告書）の作成・公表
（2023年7月）

今年度の取組み

- 旧指令、新指令（提案時及び成立時）の比較
- 有識者等からコメント取得
- 研究内容の取りまとめ

来年度以降（予定）

- ポリシー・ディスカッション・ペーパー（研究報告書）の作成・公表

御清聴ありがとうございました